

## 今後の枚方市の支援教育について 保護者の皆様からの質問にお答えします

Q1



これまでの方針について、変更されることは何ですか。また、変更されないことは何ですか。

変更は大きく2点あります。

○1点目は、すべての児童生徒が新たに令和5年度から学びの場を選択することとした方針については撤回とし、保護者や児童生徒の気持ちに寄り添って学びの場の選択が行えることとします。

○2点目は、令和5年度に全小中学校に自校通級指導教室を設置予定としていましたが、全中学校に自校通級指導教室を設置し、小学校については、4地域に自校通級指導教室を複数校設置することとします。(学校名はリーフレットを参照ください。)

○変更されないことは、児童生徒一人一人の教育的ニーズを大切にした「ともに学びともに育つ」教育の実現をめざすことです。





Q2

来年度、自校通級指導教室を希望していましたが、設置がされないことになりました。どうしたらいいですか。

【これまで支援学級に在籍していた場合】

○次年度も今年度と同様の時間数(1日1時間以上)で支援学級に引き続き在籍が可能です。

【これまで通常の学級に在籍していた場合】

○原則として、次年度も引き続き(合理的配慮のもと)通常の学級への在籍をお願いします。学校によっては、既設の通級指導教室(他校通級指導教室)にて指導を受けることも可能です。

○児童生徒の障害の状態に応じて、支援学級に在籍し、1日1時間以上の指導を受けることも可能です。



Q3

既設の通級指導教室(他校通級指導教室)と新設の自校通級指導教室との違いは何ですか。

○新設の自校通級指導教室については、自校の児童生徒が対象となります。既設の通級指導教室については、他校からの受入れを中心とする通級指導教室と考えております。

来年度以降も、他校通級の継続利用を希望する児童生徒がいる場合、従来通り、放課後に教室を開設して指導を継続します。





Q4

通級指導教室の指導内容は、自立活動のみになりますか。学習補充を行ってもらえますか。

○通級指導教室での指導は、時間割上「自立活動の時間」のみとなります。

単に教科の内容を補充的に指導することは適切ではありませんが、児童生徒の障害の状態に応じて、付随的に各教科の内容を取り扱うことがあります。



Q5

新設の自校通級指導教室の指導内容は、支援学級から通級指導教室へ学びの場を変更する児童にも自立活動のみになりますか。通級指導教室で学習補充はできますか。

○Q4 のとおりですが、児童生徒の障害の状態に応じて各教科の内容の取り扱いが必要な場合は、支援学級を選択いただいたほうがよい場合もありますので、各学校とご相談ください。





Q6

新設の自校通級指導教室は、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）のように年度の途中で入退室はできますか。

○可能です。

時間数については、学校とご相談ください。



Q7

既設の通級指導教室（他校通級指導教室）の授業時数は今まで通りですか。

○これまでと変わりはなく、週1・2時間程度を想定しています。





Q8

自校通級指導教室の設置がない学校で、通級指導教室を希望した場合、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）に通うことは可能ですか。

○既設の通級指導教室（他校通級指導教室）で指導を受けることは可能ですので、各学校にご相談ください。

なお、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）は、放課後に実施しておりますので、ご注意ください。



Q9



新設の自校通級指導教室への在籍を希望しています。今年度、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）を利用している場合、来年度、新設の自校通級指導教室に申請することはできますか。

○可能です。





Q10

将来的には、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）はなくし、自校通級指導教室に移行していくのですか。

○難聴のための教室を除き、将来的に自校通級指導教室に移行していくことを想定しています。



Q11

来年度、通級指導教室が設置されなかった小学校には、いつ自校通級指導教室が設置される予定ですか。

○人員確保等、体制が整い次第開設し、近い将来全校設置をめざします。







Q12

今年度支援学級に在籍しています。1学期に、「自校通級指導教室」に学びの場の見直しをすると決めましたが、今年と同様、支援学級の在籍のままとしてよいのですか。その際の時間数も、今年のみまでよいのですか。

○自校に新設の通級指導教室が設置されるか否かに関わらず、今年と同様、支援学級に在籍することは可能です。時間数については今年度と同様も可能です。

なお、児童生徒の障害の状態を踏まえて、将来の社会的自立を視野に「自立活動の時間」の充実について、学校と相談しながら検討をお願いします。



Q13

新小学校1年生です。自校に通級指導教室がない場合は、どうしたらいいですか。

○既設の通級指導教室（他校通級指導教室）や自校の支援学級の学びの場で必要な支援を行います。

支援学級での時間数についても、今まで通り週5時間を下限とします。





Q14

新設の自校通級指導教室と特別支援教育支援員はセットですか。  
自校通級指導教室の設置がない学校には特別支援教育支援員は配置されないのですか。

○特別支援教育支援員については、支援学級から通級指導教室へ学びの場を変更する児童生徒に対して通常の学級での学習活動を支援する立場として配置することとしています。

今後、段階的に自校通級指導教室を増設する際に、特別支援教育支援員も配置していく予定です。



Q15

特別支援教育支援員は、毎日出勤予定ですか。どんな資格をもった方ですか。

○原則毎日勤務していただく予定です。資格は特に問いませんが、高卒以上で、支援教育に理解がある方を採用します。







Q16

特別支援教育支援員は、次年度以降も継続して配置がありますか。

○自校通級指導教室が設置される学校には、継続して配置することとしています。



Q17

枚方市独自の少人数学級編制（ダブルカウント）はどうなりますか。

○令和5年度については、枚方市独自の少人数学級編制（ダブルカウント）は継続します。

なお、今後通級指導教室の設置に伴って、枚方市独自の少人数学級編制（ダブルカウント）の必要性が薄れていくため、令和6年度以降のあり方については、専門家等の意見を聞きながら検討していくこととしています。





Q18

付き添い指導の時間も、支援学級の時間数に含まれるのでしょうか。

○支援学級担任を中心に組織的な指導体制のもと、教育課程上の位置づけ、指導の目標などが明確となっており、適切な評価がなされる場合は、支援学級の時間数として取り扱われます。



Q19

支援学級等就学奨励費制度の対象者はどうなりますか？

○引き続き支援学級在籍の場合は対象となります。

通常の学級に在籍し、既設の通級指導教室（他校通級指導教室）を利用の場合は、通学費のみ支給対象となります。

自校通級指導教室を利用の場合は対象となりません。

（いずれの場合も、所得や家族構成等により支給基準は異なりますので個別に学校支援課にご相談ください。）

